

## 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見

2015年1月9日

自然エネルギー市民の会

〒540-0026 大阪府中央区内本町 2-1-19-470

電話 06-6910-6301 FAX 06-6910-6302

E-mail wind@parep.org

### 全体について

今回の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」は、そもそも再生可能エネルギーの普及を拡大しようという意思に欠け、現在の系統と電力会社の一方的な事情に合わせて規制しようとするもので、容認できない。

接続可能量の算定方法（系統WG資料）も、原発について福島原発事故前の30年間の平均稼働率により、出力を評価しているだけでなく、ベースロード電源に現在稼働していない原発や建設中の原発、電力会社自身が廃炉を示唆している原発を含めて算定しており、その分、接続可能量が小さくなっていることは重大な問題である。国民の過半数は原発再稼働に反対していることがまったく考慮されていない。

また、ドイツやスペインなどに比べればまだまだ導入量や導入比率も少なく、スペインは2013年に再生可能エネルギーエネルギー比が18.8%（うち水力6.2%）に達しているが、再生可能エネルギー電力の変動を気象予報から予測し、複合サイクル発電などで需給バランスを調整する方法で、再生可能エネルギーの最大限の活用を図っている。スペインは、ピレネー山脈で遮られ、他国との電力輸出入による調整能力が低く、日本と事情が似通っている。こうした例に学んで、高い目標をかかげ、それを達成するために系統をどのように強化運用するかを検討し、再生可能エネルギーの最大限の活用を図るべきである。

さらに、この省令案は、1月9日がパブリックコメントの締め切りにもかかわらず、平成27年1月中旬には公布し、同年2月1日に施行するとされている。こうした日程は、最初からパブリックコメントの意見など聞く耳を持たず、パブリックコメントの意見がどうであれ、原案どおりに公布・施行する姿勢が見え見えであり、その点からも今回の省令の改正案は容認できない。

## 1 「太陽光発電・風力発電に対する出力制御の対象範囲の見直し」について（I、1、（1））

「再生可能エネルギーの接続可能量を拡大するため、現在、火力発電等の出力制御などの措置を講じても、電気の供給が需要を上回ることが見込まれる場合」を考え、これまで500kW以上に適用されていた出力制御を500kW未満についても対応することを条件に系統への接続を行うとする。

しかし、接続可能量の算定方法（系統WG資料）によれば、ベースロード電源に現在、稼働していない原発まで含めた上で算定しており、その分、接続可能量が小さくなっている点は問題である。国民の過半数は原発再稼働に反対している。また、現状で電気の供給が需要を上回り出力制限が必要になった事例はほとんどなく、このような措置が必要かどうかには重大な疑問がある。

そもそも、電気の供給が需要を上回る場合も、揚水発電の活用、電力会社間での電力融通、時間帯別料金制度の採用などの調整手段で十分に対応できる。それでも対応できない場合は、最終手段として一部の発電設備からの供給をストップ（解列）させることは否定しないが、揚水発電の活用や広域での電力融通について十分な検討が行われたとは考えられない。総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会（第8回）で配付された資料1の「系統WGにおける各社接続可能量の算定結果について」によれば、揚水発電についても、電力融通についても、東京電力、中部電力、関西電力についての検討はなされていない。さらに、時間帯別料金制度の採用などの調整手段についての検討もなされていない。まず、こうした検討を行ったうえで、出力制御を500kW未満についても必要かどうかを慎重に検討すべきである。

また、最終手段として出力制限する場合も、その必要性、すなわち火力発電等の出力制限、揚水発電の活用、広域での電力融通がどのように検討されたかについての、十分な情報の開示が行われるべきである。

さらに、住宅用太陽光発電（10kW未満）については、非住宅用太陽光発電（10kW以上）を先に出力制限を行い、優先的に取り扱おうとされ、住宅用太陽光発電についても出力制限が行えることになっている。しかし、住宅用太陽光発電にも出力制限をすることは、遠隔出力制御システムの導入が義務づけられることを意味する。住宅用太陽光発電は余剰買取、買取期間も10年とされ、現状でも採算性に問題があるうえ、遠隔出力制御システムの導入費用を課すことは、住宅用太陽光発電の普及を妨げることになる。住宅用太陽光発電への出力制限は、現状ではすべきではない。

また、500kW未満についての出力制御については、500kW以上の出力制御を優先し、それでも対応できない場合に限定すべきである。

## 2 「30日ルール of 時間性への移行」について（I、1、（2））

現在日単位の無補償制御（年間30日）を、太陽光は年間360時間、風力は年間720時間まで行えるように見直しとし、時間単位で行うことにより、接続可能量が拡大するとする。

日単位の無補償制御を時間単位とすることには反対しないが、これまでは無補償制御が30回しか行えなかったのが、時間単位とされることで、太陽光発電については最大360回、風力発電については720回の無補償制御が行えることになる。

時間単位の出力制限も、その必要性、すなわち火力発電等の出力制限、揚水発電の活用、広域での電力融通がどのように検討されたかについての、十分な情報の開示が行われるべきである。

### 3 「遠隔出力制御システムの導入義務づけ（新設）」について（I、3）

新設の制度として、「出力制御に対応するために必要な設備の設置や費用負担を行うことを系統への接続を行う」とし、「当分の間は、出力制御の対象となる事業者が制御に必要な設備の設置や費用負担を行うことを予め約した上で接続する」とする遠隔出力制御システムの導入義務づけをとする。

しかし、一方で「遠隔出力制御システムの構築には、一定の時間を要する」とされている。遠隔出力制御システムが何時構築されるのか、その費用がどのくらいなのかが分からないのに、「事業者が制御に必要な設備の設置や費用負担を行うことを予め約する」ことは、事業の採算性の見通しが立ちにくいことを意味している。

この遠隔出力制御システムの費用は、買取価格に入れるか、電力会社の負担とすべきである。

### 4 「指定電気事業者制度」について（I、5）

指定電気事業者制度について、その対象を500kW未満の太陽光・風力発電設備にも拡大するとするが、現状で電気の供給が需要を上回り出力制限が必要になった事例はほとんどなく、このような措置が必要かどうかには重大な疑問がある。

そもそも、電気の供給が需要を上回る場合も、揚水発電の活用、広域での電力融通、時間帯別料金制度の採用などの調整手段で十分に対応できる。それでも対応できない場合は、最終手段として一部の発電設備からの供給をストップ（解列）させることは否定しないが、揚水発電の活用や広域での電力融通について十分な検討が行われたとは考えられない。総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会（第8回）で配付された資料1の「系統WGにおける各社接続可能量の算定結果について」によれば、揚水発電についても、電力融通についても、東京電力、中部電力、関西電力についての検討はなされていない。さらに、時間帯別料金制度の採用などの調整手段についての検討もなされていない。まず、こうした検討を行ったうえで、出力制御を500kW未満についても必要かどうかを慎重に検討すべきである。

また、最終手段として出力制限する場合も、その必要性、すなわち火力発電等の出力制限、揚水発電の活用、広域での電力融通がどのように検討されたかについての、十分な情報の開示が行われるべきである。

## 5 「平成27年4月1日以降における調達価格の適用等」について（Ⅲ、2）

太陽光発電の調達価格の適用について、「調達価格の決定の基準となる電力会社への接続申込日を電力会社への締結日に変更する点や、運転開始後における発電出力の増加に伴う変更認定時点で調達価格を適用させる点については、平成27年3月頃に実施予定の価格告示の改正に伴うパブリックコメント時に意見を募集する」とされている。

平成26年12月18日付けで公表された「再生可能エネルギーの最大導入に向けた固定価格買取制度の運用見直し等について」では、「調達価格の決定時について、『接続申込時』から『接続契約時』に変更する」とされ、「ただし、電力会社側の理由で、接続申込から270日を経過しても接続契約の締結に至っていない旨の電力会社からの証明書があれば、当該期間を経過した時点で（接続申込の翌日から270日後の日）の調達価格を適用する」とされていた。もし、このような変更がなされるとすると、例えば2016年度の買取価格の適用を確実に受けるには、2015年6月中に接続申込を終えていなければならないことになる。すなわち、太陽電池のメーカーや種類、変換効率などを検討し、事業の採算性を判断する期間が、実質的に4か月（3月の価格告示の改正から6月末まで）も無いことになる。これでは、一般的に太陽光発電事業の普及を阻害し、当会が行っている市民から出資を募って太陽光市民共同発電所の建設などは事実上、不可能になる。調達価格の決定の基準の変更は、慎重に検討されるべきである。